

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和4年8月19日（金曜日）
開催場所	茨木市役所 南館8階 中会議室
議長	中西会長
出席者	富澤委員、高田委員、福阪委員、竹岡委員 山口委員、宮林委員、多本委員、大川委員、太田委員
欠席者	石田委員
事務局職員	森岡福祉部長、澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長、 村上こども育成部次長兼子育て支援課長、井上障害福祉課長、 石井福祉指導監査課長、佐原障害福祉課課長代理、 中島子育て支援課参事兼発達支援係長、名越福祉総合相談課相談二係 長、刈込障害福祉課認定給付係長、堀内障害福祉課計画推進係長、長野 地域福祉課政策係長、障害福祉課計画推進係職員 井本
議題(案件)	1. 令和4年度障害福祉関連事業について 2. 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況等 について 3. 次期計画策定に向けたアンケート調査について 4. その他
資料	次第 資料1 令和4年度障害福祉関連事業について 資料2 障害福祉計画（第6期）の取組状況等について 資料3-1～4 茨木市の保健福祉に関するアンケート調査 配席表 当日資料 茨木市総合保健福祉審議会の諮問について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局 (井本)	<p>それでは、定刻前ではありますが、皆様おそろいになられておりますので、分科会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。令和4年度第1回茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます、障害福祉課の井本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会議時間につきましては、90分以内での終了を予定しておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それではまず、開会に当たりまして、福祉部長の森岡より御挨拶を申し上げます。</p>
事務局 (森岡部長)	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>障害者施策推進分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、非常にお暑い中、また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中ではありますが、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本市の障害者施策の推進にそれぞれのお立場から御支援、御協力いただいておりますことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。</p> <p>本市の計画でございますが、平成30年の3月に第2次茨木市総合保健福祉計画、また、その分野別計画であります障害者施策に関する長期計画、障害福祉計画、障害児福祉計画。それらにつきましては、来年度末でその計画期間が終了ということになっております。</p> <p>本日の議題にも入れさせていただいておりますけれども、次期計画の策定に当たりまして、障害者の皆様の生活状況や障害者施策に対するニーズなどにつきまして把握を行うため、事前のアンケートを予定しております。本日はそのアンケート内容や各計画の昨年度の取組状況などにつきまして御議論いただくということですのでよろしくお願いさせていただきます。</p> <p>限られた時間ではございますけれども、活発な御議論いただきますように、また、引き続き障害者施策の推進に御協力いただきたいと思いますことをお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>

事務局(井本)

それでは、会議に入る前に会議資料等の確認をさせていただきます。  
本日の会議資料としまして、事前に送付させていただきました次第、資料1、資料2、資料3、こちらが4部ございまして、資料3-1、3-2、3-3、3-4、こちらが事前にお送りさせていただいております資料になります。次に、お席に置かせていただいております配席表、また、茨木市総合保健福祉審議会の諮問について。最後に、参考資料として、御持参お願いしておりました計画書。

以上のものをお持ちでしょうか。お持ちでなければ、係の者がお持ちしますので挙手をお願いいたします。大丈夫でしょうか。

それでは、会議に入る前に本日お席に置かせていただいております茨木市総合保健福祉審議会の諮問について、こちらの御説明させていただきます。

現在、委員の皆様におかれましては、茨木市総合保健福祉審議会規則にのっとり、本分科会等にて御議論いただきまして、市からの諮問に対して、答申をいただいているところでありますが、今年度より、本市の審議会の会議運営といたしまして、諮問及び答申については、全庁的に書面で行うこととなりました。

書面で行うに当たりまして、本来であれば、年度当初の審議会にて市のほうから審議会会長に対しまして、諮問書を提出するところですが、今年度につきましては、年度当初に審議会は開催せずそれぞれの4つの分科会で審議を進めておりますことから、今回、事前に審議会会長に諮問書のほうを提出させていただきます。各分科会の第1回目の資料として今回、諮問書を皆様に配付していただくことで、市からの諮問とさせていただきますたく存じます。

なお、肥塚審議会会長には、諮問書の内容、諮問に係る取扱い方法について、既に御了承いただいておりますことを報告させていただきます。

それでは、会議の議事進行につきましては会長が行うこととなっておりますので、中西会長、よろしくお願いたします。

はい、よろしくお願いたします。佛教大学作業療法学科の中西です。本日はよろしくお願いたします。

それでは、これより会議を始めたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、障害福祉増進のために、積極的な御意見を賜りますようよろしくお願いたします。

なお、本分科会の会議録は、原則公開ということになりますので、了解いただきますようお願いたします。

それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いたします。

議長

事務局 (井本)	<p>本日の委員の出席状況について、御報告いたします。</p>
議長	<p>委員総数11名のうち、御出席は10名、御欠席1名です。半数以上の御出席いただいておりますので、当審議会規則第8条の第2項により、会議は成立しております。</p> <p>また、本日は3名の方が傍聴されていることを御報告いたします。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、議事に移る前に、会議の進め方についてお諮りしたいと思います。それぞれの議題について、事務局のほうから説明を受け、その内容について、順次、皆様から御意見いただくということによろしいですか。何か御意見とかございますか。</p>
太田委員	<p>太田さん、どうぞ。</p> <p>ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、今、諮問についての説明があったんですが、どういう意味なのか分からなかったんで、もう少し分かりやすく教えていただきたいなというふうに思いました。</p> <p>もう1点、今回事前の御意見、御提案票ということで用意していただきまして、ありがとうございます。私はちょっとこれ事前に提出ができなくて申し訳なかったんですが、ほかの委員からこの意見・提案というのは出ているのかどうか、もし出ているのであれば、その内容については事前に資料で共有していただくのかなと思っていたんですが、どうも資料がないようですので、その辺りはどういうふうに共有していただけるのか、という点についてお願いします。</p>
議長	<p>太田委員、ありがとうございます。では、お答えのほうお願いできますでしょうか。諮問についてと事前質問についてです。</p>
事務局 (井上課長)	<p>障害福祉課長の井上です。</p> <p>まず、質問の1点目です。諮問とは、行政機関から、施策を進めていく上についての御意見を求めることです。本市の審議会の手順を標準化する中で、条例に基づく附属機関として審議会として位置づけられているものにつきましては、原則、本市からの諮問に対し、審議会が答申することを、文書でおこなうということを手続として明らかにさせていただきました。総合保健福祉審議会がこの審議会に当たりまして、こちらはその分科会ということになりますので、市長から総合保健福祉審議会へ諮問させていただきます。その諮問により各分科会でご審議いただきます。配布させていただいた資料はこのような手続を取らせていただいているということをお示ししたものです。</p> <p>2点目、皆様にいただいた御意見の取扱につきましては事前に委員の方からいただいている意見は、ございます。時間の関係上、取りまとめをさせていただいて資料化して皆様にお渡しすることができませ</p>

<p>議長 太田委員</p>	<p>んでした。申し訳ございません。本日の進め方といたしましては、いただいた意見を紹介させていただきながら、それに対する事務局の見解等も交えつつ内容の資料等の説明をして進行してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局（井上課長）</p>	<p>太田委員、どうぞ。 はい、ありがとうございます。ちょっとその諮問について、ちょっと分かったような分からないような感じなんですけど、これまでと特に変わったことはないということなんですかね。</p>
<p>太田委員 議長</p>	<p>市として施策について審議をお願いしますということを文書でお示しし、それに対して審議会としての意見を最終、市長に答申していただくという、その手続を整理させていただいたということで、ご審議いただく内容そのものに変更はないという御理解で間違いございません。</p>
<p>事務局（堀内係長）</p>	<p>はい、ありがとうございます。 よろしいでしょうか。 では、ほかに何か、委員の皆様から御意見とか御質問ございますか。大丈夫ですかね。進め方についてもよろしいでしょうか。</p>
	<p>それでは、そのように進めさせていただきます。 では、議題1ですね。「令和4年度障害者福祉関連事業について」事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。</p>
	<p>それでは、令和4年度の障害福祉関連事業について御説明させていただきます。</p>
	<p>お手元の資料1を御覧ください。 この資料は、障害福祉課、福祉総合相談課、子育て支援課が所管いたします事業の中で、令和4年度の新規事業や拡充事業について御説明させていただきます。</p>
	<p>説明については、それぞれの課の担当から順にさせていただきます。 なお、本日の会議に先立ちまして事前意見を頂戴しておりますので、各議題の中で要約したものを御紹介させていただきまして、御回答させていただきます。事前意見への回答に対する御意見等につきましては、事務局の説明が一通り終わってから御発言いただくようお願いいたします。</p>
	<p>それでは、まず障害福祉課所管の事業として4点挙げております。 一つ目といたしましては、第5次長期計画・障害福祉計画（第7期）に係るアンケートの実施です。令和6年度から始まる第5次長期計画・障害福祉計画（第7期）の策定に当たり、事前に障害者等の普段の生活状況や障害者施策に関するニーズ等を把握するため、アンケートを実施します。アンケートの内容につきましては、この分科会において</p>

報告させていただきます。

二つ目といたしましては、生活のしづらさなどに関する調査の実施です。この調査は、在宅の障害者等の生活実態とニーズを把握することを目的としており、障害者施策の推進に向けた基礎資料として用いられるものになります。

三つ目といたしましては、映像配信を伴う手話通訳者の派遣です。Z o o m等オンラインを利用した講演会や映像配信の際にも手話通訳の派遣ができるようになりました。

四つ目といたしましては、障害福祉分野におけるI C T化の取組です。市全体で進めるD Xの一環として、障害福祉課の一部手続きにつきましてもオンラインでの申請を開始しております。また、一部の市施設において、ミライロI Dの提示による障害者割引を開始しております。こちらの四つ目につきましては、事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

まず、山口委員から行政手続オンライン化について、具体的にどのような手続をオンライン化しているかという御質問と、多本委員から、山口委員と同様の御質問と、オンライン化の利用案内方法、利用状況について御質問いただいております。

あと多本委員からミライロI Dにつきまして、その認知度と本人のスマホでないと利用できないかという御質問をいただいております。

まず、オンライン化している事務ですけれども、療育手帳の府外転出届、身体障害者技能習得費給付金申請、身体障害者用自動車改造給付金申請、障害児福祉手当資格喪失届、特別障害者手当資格喪失届、重度障害者医療証交付申請の新規・再交付・変更、死亡・資格更新、手話奉仕員養成講座、手話奉仕員養成ステップアップ講座、夏休みこども手話教室などになります。

利用案内につきましては、現在オンライン化している手続が少なく、周知は進んでいない状態です。利用状況としましては、手話の講座について申込みいただいております。令和3年度は1講座で42件、令和4年度は3講座で135件の申込みがありました。

ミライロI Dにつきまして、本市では令和4年5月1日からミライロI Dによる障害者情報の提示を手帳原本の提示と同等とみなす運用を開始しまして、ホームページ、広報誌等で周知を行っております。ミライロI Dのアプリ利用者数はG o o g l e社のプレイストアで5万人以上とありまして、仮に全国の利用者が5万人だとすると、人口で割り戻すと茨木市の利用者は110人程度と推計されます。障害児がスマホを所有していない場合、保護者のスマホで登録することは可能ですが、複数台の端末で登録することはできません。

事務局（名越  
係長）

障害福祉課の説明は以上になります。続いて、福祉総合相談課から御説明させていただきます。

福祉総合相談課、名越と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、福祉総合相談課所管の事業について、説明いたします。墨字資料は2ページ、点字資料は4ページを御覧ください。

まず1点目、地区保健福祉センターの整備です。福祉や保健に関する困り事の解決や、地域住民を支援する拠点として、地区保健福祉センターの整備を進めています。市内5か所（北・東・西・中央・南）に設置する予定としておりまして、令和3年4月に東保健福祉センター、令和4年4月に西保健福祉センター、南保健福祉センターを開設いたしました。引き続き、新たな地区保健福祉センターの整備に取り組んでまいります。

続きまして、点字資料5ページ中段を御確認ください。

2点目、特定相談支援事業所開設等補助金の拡充になります。昨年度創設しました相談支援事業所開設等補助金の補助対象者を拡充しまして、新たに市内で相談支援事業所を開設する事業者だけではなく、既に市内で相談支援事業所を開設している事業者が新たに相談支援専門員を確保した場合にも、人件費の補助を行う制度を創設いたしました。こちらにつきましては、8月17日から要件などを記載しました要綱や募集要領をホームページに公開して募集を開始しております。

続きまして、点字資料7ページを御覧ください。

3番目、地域生活支援拠点等についてでございます。障害のある人を介護する人が、入院などで急に介護ができなくなったときなどの緊急時に備え、相談支援専門員が緊急時の支援方法を検討し、その内容を記載する様式の運用を開始いたします。また、障害者地域自立支援協議会に地域生活支援拠点等プロジェクトチームを新たに立ち上げ、地域生活支援拠点等がうまく機能しているかの検証・検討を行い、よりよい支援体制を構築できるよう、取り組んでおります。

福祉総合相談課から以上となります。

事務局（中島  
参事）

子育て支援課、中島です。

続きまして、点字資料8ページ、墨字資料3ページから、子育て支援課の事業について御説明いたします。

まず、医療的ケア児等コーディネーターについてです。障害児福祉計画に沿って福祉分野1名に続き、医療分野のコーディネーターを1名追加配置しました。引き続き、医療的ケア児への総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、自立支援協議会の子ども支援プロジェクトチームに位置づけている関係機関の協議の場において、地域における課題の整理等を行ってまいります。

議長	<p>この件について、山口委員から御意見を頂戴しております。子ども支援PTは医療的ケア児だけを扱うわけではないため、PTに位置づけられている「協議の場」を自立支援協議会との連携を大前提としつつも独立した位置づけとしたほうがよいのではないかとの御意見でした。</p> <p>「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」につきましては、国の方向性を念頭に自立支援協議会で御検討いただきまして、子ども支援PTに位置づけました。子ども支援PT会議では、関係機関が医療的ケア、それ以外にかかわらずテーマを共有しながら進める中で、よりつながりや発展性のある協議が行われていると考えておりますので、変更の必要性は感じておりません。</p> <p>続きまして、もう1点、障害児福祉計画に係るアンケートを実施いたします。</p> <p>説明については以上になります。よろしく願いいたします。</p> <p>では、ただいまの御説明について、質疑等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。委員の方々、積極的な御意見をお願いしたいと思います。</p>
宮林委員	<p>どうぞ。宮林委員、お願いします。</p> <p>障害福祉課分野のミライロカードについて、具体的にどういう利用の仕方、まずアプリをスマホにダウンロードして登録しないとイケないと思います。それが手帳と同じということは、交通機関等で切符を買ったときに見せる障害者割引、例えばJRだったら子供切符を買って障害者割引、本人と介助者ということで見せるときに使えるんだろうと思うんですけど、そのたびにそのスマホの画面を提示しないとイケないわけですね。例えばそれを紙にコピーしたものとかは多分駄目なのかなとか、例えば視覚障害者の場合は、そのダウンロードしたアプリの画面を自分で操作しないとイケない。例えば今いろんな形で商業施設のアプリとか私も一応はダウンロードしているんですけども、その画面を出すのがとても大変なんですね。ガイドヘルパーさんをお願いしても、やっつけてくださる方とそういうことはできませんという方と、いろいろいらっしゃるんですよ。なので、実際、視覚障害者の人がそれを登録したからといって使えるのかどうなのかというところへんは検討されたのでしょうか。</p>
議長	<p>宮林委員、ありがとうございます。今のスマホのことに関して御回答お願いできますでしょうか。</p>
事務局（井上課長）	<p>障害福祉課長の井上です。</p> <p>委員の質問についてですけれども、まずミライロIDという民間のアプリケーション会社が運営しているアプリです。紙の手帳の原本を</p>

1回1回かばんから取り出して見せてというのが煩わしいというお声があったようです。それでスマホで手軽にその手帳情報を提示ができるようにというサービスとして始まったと伺っています。ですので、手帳情報をアプリケーションで表示するということですから、さっきおっしゃったように、画面をコピーして使うというようなことは想定されておらず、アプリの提示がしにくいであれば、障害者手帳の提示の方が利用しやすいのではないかと思います。

アプリケーションのサービスとしては、このミライロIDのアプリケーションで表示する手帳情報を手帳情報として扱っての割引は、ほとんどの航空会社、あるいは鉄道、バス等も参加していますので、おおむね公共の交通機関については、アプリが利用できるだろうと認識しています。それに加えて民間サービスであったり、あるいは各自自治体が運営している施設等においても、その提示をもって手帳の代わりに提示を受ければ割引をすることがかなり増えてきております。

本市におきましては、茨木市の中の障害者割引をやっている施設ということになると駐車場が大半になってきます。ほかの市立施設等における割引も、ミライロIDのホームページから茨木市を選んでいただいたら、そこでどんな施設で割引が受けられるかを見ることができるようになっております。

次に、視覚障害者が使えるかの検討状況です。障害種別や程度により使いやすい、使いにくいということが起こることを理由として、市として登録するか、しないかという切り口による検討はいたしておりません。できるだけ多くの方にとって選択肢が広がるようにという考えでもって市として登録することとしたという経緯がございます。おおむね御質問いただいた内容は以上でよろしいでしょうか。

要するに検討していないということでしょうか。

視覚障害者の方を含め、障害の種別や程度によって、そもそもそのスマートフォンをどれくらい活用できるかについては課題にはなるだろうとは想定はしておりますけれども、その課題によって市としてミライロIDアプリの提示による施設利用割引が行えるという登録するかしないかということについての判断材料にはしていないという意味合いでございます。

そうなんだろうと思うんですけれども、やっぱり合理的配慮の観点から行政がそういうスタンスが。使いたい人は使ってという姿勢なのか、使えない人に対してどうするかということを考えるという姿勢があるのかどうなのか、今のお答えでは私ちょっとよく分からなかったんですけど。

お答えいたします。

宮林委員  
事務局（井上  
課長）

宮林委員

事務局（井上

課長)	<p>本市といたしましては、障害施策を進めていく上で、いわゆるデジタルデバイドの問題としてとらえております。今、委員が御指摘なされたように、デジタルツールを使うことによっても、その障害の内容であるとか程度によってそれがうまく活用できたりできなかったりする、それによってその暮らしのしやすさに差ができてしまう、これがデジタルデバイドと言われているわけですがけれども、本市といたしましては、このデジタルデバイドの解消というのは非常に重要だというふうに考えておまして、今回のアンケートにも障害のある方にとって、ICTの活用がどれぐらい進んでいるのか、どれぐらい使えていないのだろうか、などの実態把握を行う項目を含めることにより、施策を研究してまいりたいと考えております。ですので、本市といたしましては、ご指摘の点について当然検討していくと御理解いただければと思います。</p>
宮林委員 議長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>よろしいですかね。まだまだ全てのアプリがいろんな障害の方に合っているわけではないので、またミライロIDさんにももっといろいろな意見を言っていって、もっと視覚障害の方にもちゃんと読み上げてくれるやつとかもあるんで、そういうのをどんどん入れてくれて言っていくのもとても大事かと思えます。</p>
大川委員	<p>ほかに御質問、御意見ございますか。</p> <p>どうぞ。大川委員ですね。</p> <p>あかね空の大川です。福祉総合相談課の事業のところの3地域生活支援拠点等について、障害のある人を介護している人が入院などで急に介護できなくなったときに相談支援員が緊急時を想定した支援方法を検討ということがあるんですけども、具体的に、例えばモニタリングのときに話し合いをして支援計画に落とし込むのかということと、それがいつから実施されているのかということとを教えていただければと思います。お願いします。</p>
事務局（名越 係長）	<p>福祉総合相談課、名越と申します。質問ありがとうございます。</p> <p>様式につきましては、今、別途様式を作成しておりますので、既存の様式に入れるというわけではなくて、別途特別な様式を定めておまして、そこに必要な情報を書き込んでいくというような形で想定しております。一応こちらにつきましては、令和3年度に様式の検討を行いまして、今年度から運用を開始しているということになります。</p>
大川委員 議長	<p>以上になります。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいですか。資料1の議題に関して、大丈夫でしょうか。太田委員、どうぞ。</p>

太田委員

まず、①地区保健福祉センターの定義なんですが、この地区保健福祉センター、実際ここまで進めてきて現状、この障害者の視点からこれはどういう、メリットが見えてきているのか、あるいはデメリットとかがないのか、その辺りをできれば教えてもらいたいなど。

特に、以前から心配していたところは、やっぱり高齢者の福祉というところに障害者が埋没してしまうというようなことにならないかということもありますので、また保健と福祉の関係ですね。自立という考え方も高齢者とか保健の分野での考え方、自分で何でもできるというようなことを自立と捉える面と、障害福祉の場合は必要な支援を使って自分で自分の生活を決める、これを障害のほうでは自立といいます。こういった違いもあるので、障害の社会モデルという考え方をしっかりと他分野にも共有して、進めていっていただいているのか、その辺りをできれば教えていただきたいなと思います。

ありがとうございます。

議長  
事務局（澤田  
課長）

福祉総合相談課長の澤田です。

地区保健福祉センターができたことによって、障害のある方のいわゆるメリット・デメリットというところでいいますと、特にデメリットというふうには何も感じてはおりません。今、太田委員が言われたようなその社会モデルにであったりとか、そういった部分の自立の考え方についても従来どおりの考え方、サービスを受けながら自立としていくということも当然ある話でしょうし、高齢者の場合は保健が入ることによって、この自立というよりもその以前の予防の観点のところを考えていこうということもやっておりますし、特に、障害の部分で地域にそれぞれの保健師が出たことによって複合的な課題を持つ世帯、障害のことだけではなくて高齢者の世帯の中に精神障害をお持ちの方がいらっしゃったりとか、そういった部分を複合的に連携しながら解決していくということでもいいますと、去年1年間ではそういうケースもありましたので、とてもメリットがあったのかなというふうに考えております。

以上です。

議長  
太田委員

太田委員。

すみません、もう1点。③地域生活支援拠点等についてですが、まず、この地域生活支援拠点の考え方に親亡き後に備えるというふうになっているんですが、この親亡き後というのは障害のある人は親が生きているうちは親がかりの生活を強いられるということになってきますので、本来親も本人も元気なうちに自立生活ができるというのがあるべき姿かと思っていますので、そういったところをできれば今後、検討していただきたいなと思っています。

事務局（名越係長）	<p>今回、この緊急時の受入れ対応のところを重点的にということ考えていただいていると思うんですが、この地域生活支援拠点の機能としては、ほかにもたくさんあるわけですね。その辺りは今後、どのように取り組んでいくのかイメージがあれば教えていただければと思います。</p> <p>福祉総合相談課、名越と申します。</p> <p>親亡き後のことにつきましてですけれども、もちろんそのときになってから動くのではなくて、それまでにそういうことも踏まえて検討を行っていくというのが相談支援のところになるかと思っておりますので、そこも踏まえて今後、制度につきましては整備していきたいなと思っております。</p>
議長	<p>あと緊急時の連携以外のところにつきましてですけれども、本年度は取りあえず相談部分と緊急時の受入れ対応というところを行っておりますけれども、次年度以降、令和5年度以降につきましては、また③番以降の取組、体験の場であったりとか、検討の場というところも踏まえてどのような内容をプロジェクトチームで取り扱っていくかというのを検討してまいりたいと思っておりますので、今後は緊急時対応だけではなくてほかの機能につきましても検討を行っていくような形になっていきます。</p> <p>以上となります。</p>
事務局（堀内係長）	<p>太田委員、ありがとうございました。親亡き後など色々な課題がありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。</p> <p>では、時間の関係もありますので資料1については、以上となります。</p> <p>では、次に議題2です。「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況について」事務局のほうから御説明をお願いします。</p> <p>障害福祉課計画推進係長の堀内と申します。お手元の資料2に沿って障害福祉課と子育て支援課から御説明いたします。</p> <p>まずは、障害福祉計画（第6期）の取組状況についてです。会議時間の都合もございますので、主な項目を抜粋しての御説明とさせていただきます。御了解お願いいたします。</p> <p>では、まず1ページの〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行についてです。昨年度において、福祉施設からの地域移行者は2名いらっしゃいまして、計画期間としては合計5名の方が施設からの地域生活移行をしています。</p> <p>なお、施設入所者の削減数については、新規入居者もいらっしゃるため、入所者数そのものの削減は進んでおりません。</p>

施設入所者の地域移行に当たっては、昨年度も新型コロナウイルス流行の影響を受けて施設訪問や地域で暮らす人との交流会の実施など、思うような取組ができなかった部分もありますが、今後も重点的に取り組むべき課題となっています。

こちらにつきまして、山口委員より事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

施設入所者の計画相談導入の進捗について御質問いただいております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、施設が面会の禁止や人数制限を行っている場合が多く、入所者との面談が困難な状況となっております。そのため、施設入所者への計画相談支援の導入は進んでいない状況です。施設の面会制限等が解除となれば、施設入所者への計画相談支援の導入を進めるための面談を再開する予定です。

なお、令和3年度末時点での導入者は131名中41名となっております。導入率は31.3%となっております。

続きまして、2ページ、点字資料では4ページ中段になります。

〔2〕精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてです。

①から③は、今回から追加になった項目になります。①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数ですが、公表される数値が大阪府全体のものとなるため、市町村別の数値が把握できない項目になっております。また、現時点で平成30年度までの実績しか公開されておりませんが、平成30年度の実績は目標値を上回っております。

②精神病床における1年以上の長期入院患者数ですが、令和5年6月末の目標値につきまして、令和3年6月末実績では未達成となっております。引き続き長期入院者の地域移行について推進する必要があります。

③精神病床における早期退院率ですが、こちらも公表される数値が大阪府全体のものとなるため、市町村別の数値が把握できない項目になります。また、現時点で平成30年度までの実績しか公開されておりませんが、平成30年度実績は目標値未達成となっておりますので、引き続き関係機関と連携を図ってまいります。

続きまして、3ページ、点字資料では8ページ中段の〔3〕地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてです。

地域生活支援拠点等の機能を検証・検討する場として障害者地域自立支援協議会で地域生活支援拠点プロジェクトチームを立ち上げました。今後、地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等の機能に

ついて検証・検討を行ってまいります。

こちらにつきまして、山口委員から事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

検証・検討の場は立ち上がりましたが、緊急時の受入れ対応が可能な地域生活支援拠点は確保されているかという御質問です。

現在のところ市が契約・確保している緊急時の受入れ場所はありません。今年度の地域生活支援拠点等プロジェクトチームは、相談・緊急時の受入れ対応を主なテーマとして取り組んでおります。短期入所事業者が所属する障害福祉サービス事業所連絡会にも参加いただいております。PTで関係機関が協力しながら緊急時の受入れを円滑に行う方法などの検討を行ってまいります。

続きまして、3ページ、点字資料では10ページ中段の〔4〕福祉施設から一般就労への移行等についてです。

①福祉施設から一般就労への移行ですが、集計結果につきまして現在、大阪府による報告待ちであるため、第2回分科会にて報告いたします。なお、参考数値として市内事業所における茨木市のサービス支給決定者の移行者数を記載しております。

②就労定着支援事業の利用者割合につきましては、現在、大阪府による報告待ちであるため、第2回分科会にて報告いたします。就労定着支援事業所の就労定着率につきましては、令和3年度実績として就労定着率80%以上の事業所が全体の80%となっており、目標値を達成しております。

③就労継続支援B型事業所における平均月額工賃については、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による販売機会や民間受注の減少から伸びがはず、昨年度実績を下回る形になりました。引き続き関係機関と連携し販路拡大や民間受注の拡大等に取り組んでまいります。

なお、令和3年度平均月額工賃につきましては、令和4年4月に市が独自で調査した数値を記載しております。別途、厚生労働省が実施する調査に基づき平均月額工賃の確定とします。

こちらの項目につきまして、多本委員より事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

就労継続支援B型事業の工賃向上のための具体的施策について、また市内商業施設で常設の販売スペースを設ける等して企業からアドバイスをもらえるのではないかという御意見です。

市として障害者優先調達推進法に基づき障害者就労施設等から物品・役務の調達を積極的に行っております。また、市町村としては全国的に珍しい施策として共同受注窓口の設置や共同出店で商業施設等

での販売を行うなどの就労促進事業を行っており、大阪府内の市町村の平均工賃を上回っております。庁内関係課と連携して公民連携の一環として大型商業施設等へのアプローチを実施し、持参製品等の販売機会の増大に係る取組を行ってまいります。

続きまして、5ページ、点字資料では17ページ中段の〔5〕障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についてです。

こちらは今回から追加になった項目になります。障害福祉サービス等の質を向上させるための取組として障害福祉サービス等に係る審査支払について事業者からの請求が適切に行われるようエラー項目等について共有を行います。

また、指導監査に係る情報共有としましては、昨年度の北摂七市三町を障害福祉担当課長会議にて事業所への処分取消し等の事例共有を行いました。

続きまして、6ページ、点字資料では17ページの中段になります。こちらからは、活動指標として様々なサービスの見込量と実績の比較をお示ししています。6ページから8ページ、点字資料では17ページ中段から35ページの下段になります。

こちらに記載しております自立支援給付の中の訪問系サービスや日中活動系サービスにつきましては、ほぼ全てのサービスにおいて見込値を上回る実績となっております。短期入所につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、本人の訓練的観点や家族のレスパイト的観点から利用していた障害者等の利用控えが原因と思われる実績の減少が見られます。

こちらにつきまして、事前に山口委員より御意見いただいておりますので、御紹介させていただきます。

短期入所につきまして利用控えもありますが、同法人の他事業の利用者の方を優先したり、送迎の有無であったり、日曜祝日に開所している事業所が限られていること等、選択肢が少ないということも原因になっているのではないかと御意見をいただいております。

短期入所の利用につきましては、地域生活支援拠点の整備、運用に当たり、同法人の他事業の利用者への利用の有無にかかわらず障害のある方やその家族の緊急事態に対応できるよう相談支援事業者、短期入所サービス提供事業者と連携しながら体制整備に努めていきたいと考えております。

次に、9ページ、点字資料では35ページの下段になります。居住系サービスについてです。

共同生活援助の平均利用人員は増加傾向にありますが、グループホ

ームの整備に当たっては、重度障害者が地域で暮らすための選択肢となるよう検討を進めていく必要があります。また、居宅生活を支援する自立生活援助につきましては、制度当初より実績がない状況であり今後、活用ができるよう検討する必要があります。

こちらにつきまして、山口委員より事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

自立生活援助につきまして、独居の障害者が休日や時間外に緊急連絡等をした際の受皿になるように期待していますという御意見をいただいております。

単身等での居宅生活を支える相談連絡体制の整備については課題と考えておりますが、現時点では自立生活援助の指定事業者自体がない状況になっております。指定事業者増加の方策等今後研究してまいります。

次に、10ページ、点字資料では39ページの中段です。相談支援についての御説明になります。

計画相談支援の実績は着実に増加しており、おおよそ見込値を上回っています。しかし令和4年3月末時点での利用率は37.6%にとどまっております。個別のケアマネジメントを必要とされる方が支援を受けることができていない状況にあります。令和3年度より計画相談支援事業所開設等補助を実施しており、引き続き相談の担い手を増やすための取組を行ってまいります。

続きまして、11ページの、点字資料では46ページの中段になります。

〔3〕相談支援体制の充実・強化のための見込みと確保の方策につきまして、地域の相談機関との連携強化の取組の実績値が0件となっております。こちらにつきまして、当初予定していた圏域内のエリア全体会議が新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないことが原因となっております。その代わりとしまして、エリアごとの会議を定期的の実施し、64件の連携会議を実施しており、地域の専門相談支援機関等との連携を図ることができました。

こちらにつきまして、事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。山口委員から御意見いただいております。

相談支援事業につきまして、費用面の課題もあるかと思いますが、サービス等利用計画案を提出してから支給決定まで時間を要すること等が相談員の負担になっているのではないかと、負担軽減のための官民双方の検討が必要ではないかという御意見をいただいております。

令和3年度において、支給決定事務の見直しを行い、サービス等利用計画案を従来、支給決定の事後提出となってしまうものを法

令通知どおりの事前提出とし、支給決定のための審査資料と位置づけました。特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案が支給決定を行う障害福祉課で審査を受け、疑義があれば照会や補正が生じるのは障害者のニーズに沿った適切なサービス支給決定を行う上で不可避であると考えております。これまで事後提出となっていた経過から提出されたサービス等利用計画案に支給決定の根拠資料として不十分な箇所があるのが現状です。特定相談支援事業者によるプランのブラッシュアップが進むよう点検・審査を十分行うとともに、相談支援専門員の技術向上に資する取組が必要と認識しております。本市職員の現行事務の熟練とともに、これらの取組の成熟によって手続は迅速化するものと考えております。

一方で、障害福祉課と福祉総合相談課の事務分担や障害福祉課における事務処理の最適化・効率化を進めることでも事務の迅速化を図っていきます。

特定相談支援事業者の事業の持続性の課題については、計画相談支援員の利用者の少なさ、利用率の低さが大きな制限要因になっていると認識しておりますので、計画相談支援を利用していない障害福祉サービス利用者がいまだ60%以上いらっしゃるの、計画相談支援を必要とされるできるだけ多くの方にサービス等利用計画の利用を推進することで事業所運営の安定化にも資するものと考えています。

続きまして、13ページから17ページ、点字資料では51ページの下段から69ページになります。地域生活支援事業についての実績をお示ししています。

こちらにつきましては、おおむね見込値を上回る実績値となっておりますが、移動支援や日中一時支援につきましては、令和2年度より引き続きサービスの利用控えによる減少が見られます。

こちらにつきましては、事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。山口委員からの御意見になります。

夕刻の利用を希望する人が増加していますが、選択肢が少なく希望しても利用できない状況です。改善が必要であると思われまますという御意見をいただいております。

日中活動から引き続き夕方の介護を希望されるケースが増えていると認識はしております。現在は日帰りショートステイのニーズとして顕在化しておりますが、御本人の心身の状況を把握して御本人が通い慣れた日中活動の場で長時間介護が受けられることがより望ましい状況と考えております。同様のニーズのある介護保険における通所介護と比較して、日中活動系障害福祉サービス事業所においては、長時間のサービスを提供できる事業者が少ないことも背景の一つだと認識し

事務局（中島  
参事）

ており、今後、研究が必要だと考えております。

以上が、障害福祉課からの御説明になります。障害児福祉計画につきましては、引き続き、子育て支援課から御説明させていただきます。

はい、子育て支援課です。

点字資料70ページから墨字資料18ページからの障害児福祉計画の取組状況等についてです。

(1)の成果目標につきましては、全ての項目において目標値に達しておりますが、引き続き充実を図る方向性で評価しております。

次に、活動指標についてでございます。障害児通所支援について、点字資料77ページ下から5行目、墨字資料20ページ中ほどの評価にもありますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数の顕著な伸びが見られないサービスもございました。

また、山口委員から障害児通所支援の支給決定の基準の作成の御希望について御意見を伺いました。国の通知では、給付決定に当たりまして、事務の流れや調査項目などの勘案事項、月当たりの上限日数等が示されていますが、現在、国で見直しの動きもありますことから、今後の国の動向を注視しながら、本市の考え方をお示しできるよう整理していきたいと考えております。

続いて、点字資料78ページ後半、(2)障害児相談支援の評価につきまして、山口委員から手続等事務に関する負担軽減の御意見をいただいております。手続の効率化につきましては、必要な事項を踏まえつつ引き続き検討してまいります。

次に、発達障害児等に対する支援についてになりますが、点字資料80ページの最初、墨字資料は21ページ中ほど、ピアサポート活動への参加人数の評価について、多本委員から御意見をいただいております。

ピアサポートの活動への参加人数につきましては、ピアサポートする側の人数だけでなく、評価欄にピアサポートされた実績人数やピアサポートの開催回数を記載して、サポートの広がりや推移を見ていただくという御提案でした。今後、評価に加えてまいります。参考に、令和3年度は講座を1回開催し、22人の方が参加されました。

説明としては以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの御説明について、御意見・御質問がございましたらお受けしたいと思います。なるべく多くの委員の方が御発言お願ひしたいと思います。

竹岡委員、よろしくお願ひします。

竹岡委員

先ほどの10ページの相談支援の計画相談支援の利用推進につい

事務局（刈込係長）	<p>て、今後もしていきますということだったんですけども、すみません、まだ勉強不足なんですけど、これは相談したい人がなかなかそういう計画相談支援に行き着くまでというか、窓口というのがあんまり知られてないということもあるんでしょうか。</p>
竹岡委員	<p>障害福祉課の刈込です。</p> <p>計画相談の導入率が低いことについてということですね。実際、知られてないというところももしかしたらあるのかもしれませんが、障害福祉サービスの申請時に基本的に計画相談支援の利用案内はしているんです。ただ、実際に社会資源として利用できる相談支援事業所がなかなか少ないというところが原因の大きなところであるというふうに考えております。また、その計画相談の入れないところで、どうしてもちょっと相談聞いてほしい人やというような人については、委託で市で相談支援事業所、いろんな相談を受ける相談支援事業所がその受皿となっているというような現状になっております。</p>
事務局（刈込係長）	<p>ということは、その相談支援事業所が少ないとしても、市役所に行けばそこはサポートして自分にとって何が必要で今後どうしていったらいいかということは相談できるということなんですかね。</p>
竹岡委員	<p>そうですね。市役所でなくても委託している相談支援事業所がありますので、そこに行ってもらったらそこで一般的な相談にはなりますけれども、聞いていくということは可能です。ただ、その計画相談を導入することによって、より個別的で、また計画的にそのプランを作成しながら定期的に訪問に行き、今のその方の目標、ニーズに対してどのくらいの進捗状況なのかというのを、より計画的かつ継続的に見ていくことが可能なので、その率というのは今後も増やしていくために相談支援事業所の開設補助金等をさせていただいているというところになります。</p>
竹岡委員	<p>以上です。</p> <p>最近、周りの子供さんで実は発達障害でとか、途中で障害者になられた方とかいらっしやったときに、最初どこに行けばいいか分からないということが多いなと思って、その際に市役所の窓口に行き、取りあえず紹介されると思うんですけど、その事業所が少なければというところもあるとしたら、その事業所を増やすことは今後の課題だと思うんですけど、何かその間というか、もうちょっとフォローできるようなところがないのかなと思って、それが例えば事業所とかその施設というだけじゃなくても、後のアンケートでもあるように情報がやっぱり知られていないとか、一般の障害者になった家族、そこに行き着くまでとか、まだ家族がフォローしている段階でそういうところに行かなくてもまだいいと思っていて、でもその保護者がいらっしや</p>

らなくなってしまうときに、情報のもらえる少なさというか。その辺でもうちょっとこう、いばライフのアプリを活用するとか、アンケートみたいな段階で自分の今の状況でこういうところはないでしょうかみたいなのがもうちょっとAIとかを使ったりとかして、こういう事業所がありますみたいなのが、ネットでやっていけばパッと出るような、ここ行ったらいいですよみたいなものが出るとか、そういうのも活用できないかなと思ったんですけど。

事務局（井上課長）

障害者の方ということでもいいですか。障害児の方のお話であるか、障害者の方のお話か、お答えするこちらの事務局の担当部署が分かれてくるところもあるのですが。

竹岡委員

そういうことやと思うんですよ。何かこっちにしたら障害児やったらこっちですねとか、障害者やったらこっちですねと、それは課の仕方ないところだと思うんですけど、こっち側にしたらあそこでまた、どこに聞いたらいいかみたいになるのが、例えば市役所に足を運ぶことが結構大変な人もいますじゃないですか。そういうのがもうちょっと分かる、事業所はここに行ったらいいですよというまでに、例えばネットとかで調べて自分の対象としては、こっちのあれなんだというのが分かたらいいなと思います。

事務局（井上課長）

今のお話について、障害福祉課から回答させていただきます。

まず、ICTを使ったという部分とそうでない部分と分けて回答させていただきますのですけども、ICTで対応しているものではない部分について、お困り事のある方がどこに行っているのか分からないという状況に対応するものの最たるものが地区保健福祉センターです。そちらでは、いろんな分野の相談員がおりますから、どうしたらいいか分からないという状態であっても連絡を取っていただいたら、ふさわしいところにつないでいくという仕組みを茨木市としては整えているというのが1点です。

もう1点、ICTを活用した場合、今おっしゃった課題に関しては、恐らくチャットボットと言われる技術を使って解決するイメージではないかと思います。このようなIT技術も含めて、インターネットが活用できる状況にある障害者、あるいは障害児、あるいは障害児の保護者様に対して、どんな情報をどういう手段で届けていくかというのが、まさにこれから技術的な問題も含め、どう課題を解決していくのかというのが、まず研究しないといけない課題だと考えています。

一方で、ほかの委員からの方も指摘されていたとおり、ICTをなかなか活用できない方に関しても、それが活用できなくても、どこに相談するかということが分からなくても、その地区保健福祉センターであるとか市役所に問合せしていただいたら、できるだけ少ない手数

竹岡委員  
議長

で必要なところにつなぐということについては、いろんな方策を組み合わせながら、こちらもその受皿は整える政策を進めているところです。

ありがとうございます。

よろしかったでしょうか。

ほかに御質問・御意見ございますか。

山口委員、どうぞ。

山口委員

山口です。

計画相談の普及についての御意見させていただいて回答もありがとうございます。今年から計画案を基に支給決定する、法令どおりとしたということでありまして、当然のことかなというふうに思っております。案が決定に必要なんでというところでプランのブラッシュアップでありますとか、我々が成熟していくというところは、もう本当に大前提としては考えておりますので、何かこう、その事務処理の中で軽減できることがないかなというのを一緒に協議会の場とかでもよろしいかなと思いますので、考えていけたらなというような意図で御意見させていただきましたので、その辺御理解よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

そのほか御意見とか御質問ありますか。

富澤委員、どうぞ。

富澤委員

事前質問のほうをお送りできてなかったんですけども、今日聞かせていただいているいろいろと理解できた点が多くあるんですけども、今話に出てきていないところで少し気になった点について、お聞かせいただきたいんですけども、資料の12ページです。相談支援のところの4 障害福祉サービスの質を向上させるための取組のところの実績と見込みのところなんですけども、その中での障害福祉サービス等に係る各種研修の活用の項目について、研修参加、やはりこれ、サービスの質ということで、どういう質を向上させるのかというところは例えば利用者の方への直接的なサービスの質の向上という面もあると思いますし、また事業所運営という点での質の向上というところもあるかと思うんですけども、そういったところ含めて見込量は非常に高く設定されていると思うんですけども、これはなぜこの見込値と実績値との間の乖離があるというふうに考えてらっしゃるのか、単純に数字を見るのであれば、やはりある一定もっと研修等を事業所で受けていただきたいとか、そういった意図があるのかなというふうに感じたんですけども、現状を踏まえて例えばもっとこういったところの研修と

事務局（井上課長）

かを充実させてほしいとかというふうなお考えとかがあれば教えていただきたいと思います。

どのような研修に参加していただきたいのか、これを本市、障害福祉課としてまた回答させていただきます。

本当に障害福祉サービスの質と一口に申し上げても、非常にいろいろな側面があるかとは思いますが。その中で最低限としての運営基準をきちっと守っていただくということが、大前提としてサービスの質を確保するための手段だと思えます。昨今の状況では、一つには虐待防止の取組が重要です。やはり本市内でも虐待、事業所による虐待案件について、絶えてなくなることがない状況でございますので、できるだけ多くの事業者様に、虐待防止に係る研修を積極的に受けていただきたいのが本市の希望です。また、先ほど宮林委員からの御指摘がありました。サービス提供者側がICTを使いこなせないがために援助ができないというような状況では、恐らく今後障害者を支援する上で支障になってくるかと思えます。今あまり研修メニューとしては見ないですけれども、そういったことも障害福祉サービスの従業者としては学んでいていただきたいと思えます。これが全てではございませんが、今思いつくところでお答えいたしました。

富澤委員

ありがとうございます。まさに実は期待していた辺りの答えではあったかなと思うんですけども、どうしても直接的なサービスの援助技術とか、そういったところの研修というものは最優先としていく必要があるというふうに支援者のほうとかも感じやすいと思うんですけども、やっぱりサービス利用者側の視点に立ったときには、先ほどおっしゃっていただいたように、そういったデジタルツールの使い方であるとか、そういったものが今後この福祉サービスの中にもどんどん導入されていくという中で、やはりこう支援者、運営者、施設管理者側が整えていくということも重要ですので、そういった研修とかへの呼びかけ等もしていただければありがたいのではないかなと思えました。

議長

以上です。ありがとうございます。

ありがとうございます。

宮林委員、どうぞ。

宮林委員

ありがとうございます。今、私が言いたいことを言ってくれたからもう一言、言いたくなってしまって申し訳ないです。

実は、これ委員の皆さんに私、実態を知っていただきたいというのも、この会で私は重要なことだと思うんです。時間がない中、申し訳ないんですけど、ここでしか言えないというところ辺りもありますので。

例えば、私は同行援護や居宅介護の家事援助のサービスを受けたり

しているんですけれども、その中で事業所は一生懸命研修会開かなければならないというルールがあるので、形としてはされているんですけど、じゃあ皆さんが参加しているかといったら現実問題参加していないヘルパーさんがとても多い。その理由を聞くと、忙しい、私らが仕事しているときに研修の時間入れはるとすぐおっしゃったりするんですよね。じゃあ違う日とか何回かに分けてするとか、オンライン研修、お家でできるとか、それからあとは用紙など、そういう様式とかで自主学習をするとか、その結果、通信教育みたいな感じですね、まあ言ったら。返信をする、感想とか、じゃあ自分はどう思ったか、どうしたいとかそういうことをちゃんと返信してもらうような形で研修の成果が上がる、その事業所が何回したとか、いつしたとかそういうことではなくて、どういう形で参加者がどのくらいいて、なぜ参加できなかったのかとか、そういうことをどっかでチェックする必要があると思うんです。慣れた人ほど私はあんなに一々行かへんとかね、そういう人正直多いんですよ、本当に。私たちは、せつかくの機会をとると思うんですけれども。なので、そういう実態もあるということ。で、事業所はなかなかそういうのを市に相談しません。やっぱりもう少し努力してくださいとか言われるだけだと思うから、なかなかできないところがあるので、どこかでそういうチェックシート、また事務手続が煩雑化するとか、いろんな問題あるかもしれないんですけども、その書式さえ上げればそれに入力していけるような、そういう簡単な、あんなハースミスみたいな大変なことは必要ないと思うんですけれども、簡単な項目で何かチェックできるようなそういう仕組みも必要なんじゃないかなと。相談支援とか相談専門員とか、そういう専門職の方なんかは現任研修とかきっちりしてますよね、2年に1回とかね。ああいう何かそういうしないと次の仕事ができないみたいなペナルティーとまで言ったら言い過ぎなのかもしれないんですけど、何かそういう質を保てるような仕組みというのはやっぱり絶対必要で、努力してくださいだけではやっぱりなかなかそういう資質向上というのは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますので、できたらそういう仕組みについても検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長  
事務局（井上  
課長）

宮林委員、ありがとうございます。

障害福祉課です。まず、先ほど富澤委員の御質問の中で、実績の数値の乖離の部分について回答漏れがありましたので、回答させていただきます。

市町村の職員の研修の見込み量と実績の乖離につきましては、コロナの影響で各部署とも研修がかなりなくなってしまった時期があり、

事務局（石井  
課長）

その影響で見込値よりもかなり減りました。一定コロナにある程度社会情勢として対策が追いついてきた後は、オンライン研修が主流になってきましたので、影響は小さくなりました。この乖離というのは、コロナ感染拡大初期の影響と御理解いただければと思います。

あとサービスの質ですね、事業者の。

福祉指導監査課の石井といいます。

サービス事業者さんの中で従業者さんにどのような研修等を行っているかということなんですけれども、当課が事業所さんに実地指導に行かせていただく際には、これは一般的な国が定めている基準の中では従業者に対して研修を行わなければならないとなっているんですけれども、どのような研修が行われているか、その研修がどの程度従業者さんの中で腑に落ちて効果が出るかというところについては、なかなか指導してとか、強制ということは、まだできないんですけれども、一般的な助言として適切な助言・指導が行われるように、研修が行われるようにというような助言はさせていただきます。

これまでなかなか事業所さんに実地指導の本来であれば3年に一度、事業所さんに行くことになっているんですけれども、なかなか当課がそこまでできてなかったということもありますので、昨年度から実地指導に行く回数をできるだけ多くして、できるだけ事業所さんのほう回らせていただいて必要な助言等々をさせていただきます。

以上です。

宮林委員

私が言っているそういう仕組みをつくることは考えていただくことはできないですかね。

事務局（井上  
課長）

現在のところ仕組みとしてあるのは、実地指導など監督庁の責務として、事業者に対して研修、資質向上のための研修を行っているのかのチェック・点検・指導を通じサービスの質の向上を担保しているのが現状でございます。

その他サービスの質の確保をどのように図っていくかにつきましては、質問の中でもありました地域生活支援拠点の機能の一つとして、地域の福祉人材の育成をするという機能がございます。その中で障害のある方が地域で生活し続けるために、また地域生活移行により地域に戻って来られる、それを支える人材が、どのようなことを学んで、どのような研修をやっていけばいいのかということは、この機能の中でも検討を行っていくことになろうかと思っております。

議長

宮林委員、仕組みとおっしゃっているんで、外国では最近、フィデリティとかいろいろな機関調査が入って、サービスの質を一定にするとかいうことを働いたりしていることもあったりしますし、いろ

	んな形でこう推進しているの、また市のほうも研究いただければ。 精神科でいったら例えば民間の精神病院に立入調査して調査報告しているような機関もありますので、全てが市だけじゃなく民間同士が見るとかいうことも考えられるかもしれないんで、また障害者の皆様が暮らしやすくなるためにどうするかを考えていけたらと思いますので、御意見ありがとうございます。また、皆さんで勉強できたらと思っています。よろしくお願いします。
宮林委員	せっかく資質向上という言葉が入っているからやっぱそれが実現できるような仕組みというのは私は必要だと今でも思っておりますので、お願いします。ありがとうございます。
議長	ありがとうございます。 太田委員、どうぞ。
太田委員	宮林さんが言うように本当に虐待の問題とかあると思いますので、なかなか指導監査の指導というところはどうしてもこう、必ずやらなければいけないこと、これをやっているかどうかみたいのところを見るというところで、支援の質を実際にこう向上していくというのはなかなか難しいなというところがあると感じています。コンプライアンスとして座学としてこの研修会とか、そういうことも必要ですけども、実際に虐待をなくしていこうとすれば、支援の現場でその職員の関わり自体を見ながら、その関わりを基に伝えていく、教えていくということが必要なんじゃないかなと宮林さんの話を聞いて感じました。また、僕は事業所連絡会の立場ですので、事業所としても職員の育成とか研修は進めたいと思っています。
宮林委員	だから私も何も福祉指導監査課だけのことを言っているのではないので、どこかでそういう仕組みがあればいいかなというふうに思っています。
太田委員	それで次、僕の質問をさせてもらいたいんですが、まず〔1〕福祉施設の入所者の地域生活への移行のところ、ここについてこれまでも繰り返しいろいろ意見なり質問なりさせてもらってきているので、また議事録等を見ていただきたいなと思いますが、まずこの数字だけ見てもなかなかどういうことなのか分からないというところがあります。 まず、左から三つ目の令和3年度末までの地域移行者数ですね。ここが5人になってるんですけども、下の評価では入所施設から2名が地域移行ということで、5人と書かれてるが、下は2名というのは、どういうことなのかというところもちょっと分からなかったりします。 いろいろ細かく見ていくことがなかなかこの場でもできないです

	<p>し、もう少し別の場でそういったことは集中的に取り組んでいく必要があるのかなというふうに思いますが、まず、そもそもこの地域移行について、どこが担当になってくるのか、もちろん市全体として取り組むことだと思いますし、事業所としても一緒に取り組む必要があるんですが、これは障害福祉課なのか、福祉総合相談課なのか、その辺り茨木市の場合は課が分かれてどういう形でその辺りを役割分担というか、主になって取り組むのはどっちなのかとかね、そういったところも教えていただきたいなど、どういう役割分担で事業所としては、そこにどういうふうと一緒に取り組ませてもらったらいいいのか、とにかく進んでないということがずっと続いているんですね。毎回これについては僕、意見等を言わせてもらっていますけれども、それが全く検討もされない状況のまま来ているので、みんなが自分ごととして考えてない状態になっているのかなと。</p>
	<p>評価についてもこれ前回の評価がそのままここに書かれている状態なんですね。進んでないけれども、それに対してどうしていこうかと、何が原因かということが全く考えられてない、この間もちろんコロナのこととか、いろいろ事情があるとは思いますが、そういったところでどこが中心になって、どういう役割分担で進めていくのかというようなところを確認させてもらいたいと思います。</p>
<p>議長 事務局（堀内 係長）</p>	<p>事務局、お願いします。 まず、数値から御説明させていただきます。</p>
<p>事務局（井上 課長）</p>	<p>令和3年度の地域移行者数として2名、令和3年度末までの地域移行者数として5名という実績になっております。内訳を申し上げますと令和2年度が3名、令和3年度が2名になります。</p> <p>地域生活移行につきましては、申し訳ございません、後にアンケートの議事が丸ごと残っている関係もございますので、ごく簡単に回答させていただきます。</p>
	<p>地域生活移行につきましては、主に自立支援協議会がその協議の場となっておりまして、その所管は福祉総合相談課ではありますが、当然地域生活移行された後には障害福祉サービスを利用される方が大半かと思しますので、障害福祉課と福祉総合相談課が適切な連携をしつつ進めています。今、地域生活移行がなかなか進んでない現状、取組の状況などにつきましては、地域自立支援協議会の議事録等を御参照いただければと思います。</p>
<p>太田委員</p>	<p>そしたら、主になるのは福祉総合相談課ということになるんですかね。分かりました。</p> <p>あと、関連していいですかね。6ページの訪問系サービスのところですね。そこの知的障害者の重度訪問介護、ここについては3名で9</p>

96時間ということになっています。この評価のところなんですが、7ページのところで、重度訪問介護については1人当たりの月平均時間増加しているとなっているんですが、この知的障害者の重度訪問介護でいうと増加はしてないんですね。というところで、見込量については5人ということで、これは以前からも提案させてもらって地域移行のためにも必要なものだということで見込量としては計画が5人と、増やしていくという方向で上げていただいているんですが、なかなかこれも進んでいない。実はこの3人の知的障害の重度訪問介護を使った自立生活、長時間ヘルパーを使った自立生活については、私の所属している「ぽぽんがぽん」で以前から支援してきているんですが、もう随分昔、2000年、まだ措置制度の頃に茨木市が先進的に取り組んで進めてきた。その後支援制度で1名、自立支援法のとときに1名ということで、そのときに自立生活始められた方なんですね、3名の方。逆に言うと、総合支援法になってから全く増えていないというようなことになっていますので、この辺りも積極的に進めていく必要があるかと思っておりますので、また一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、次の議題に行きたいと思っております。議題3「次期計画策定に向けたアンケートの調査について」、お願いしたいと思います。

事務局（堀内係長）

それでは、計画策定に向けたアンケート調査について、御説明させていただきます。

お手元の資料では、資料3-1、3-2、3-3、3-4になります。調査の目的としましては、令和6年度から始まる障害者施策に関する第5次長期計画及び障害福祉計画（第7期）、障害児福祉計画（第3期）を策定するに当たり、障害者の方のふだんの生活状況や障害者施策に関するニーズを把握するために行うものです。調査は、4種類ありまして、障害者手帳を所持している市民の方、病院に入院している市民の方、就労支援事業所に通われている市民の方、障害児通所支援等を利用中のお子さんを対象としております。

障害福祉課からは、資料3-1から3-3について御説明いたします。会議時間の都合もございますので、今回変更があった項目を中心に抜粋して御説明させていただきます。

まず、資料3-1を御覧ください。

こちらが3障害統一の調査票になります。本調査では、身体障害者600名、知的障害者600名、精神障害者600名の合計1,800名を無作為抽出し54個の調査項目について回答を収集予定です。

資料1ページ、点字資料では4ページ下段からは「あなた自身のこ

とをおたずねします」として問1から問10までを設けております。こちらでは、障害者手帳の等級や障害種別等について御回答いただきます。

資料3ページ、点字資料では10ページ中段の問10「障害年金を受給していますか」は、新設の質問になっております。ここでは障害年金の受給状況を調査し、障害者の経済状況を把握するための資料といたします。

資料3ページ、点字資料では10ページ中段からは地域での暮らし方やふだんの生活などについておたずねしますとして問11から問14までを設けております。ここでは、現在の生活や今後の生活の意向について御回答いただきます。

問11「あなたはどなたと暮らしていますか」ですが、従前の「子ども」という選択肢を「成人の子」と「未成年の子」に分けております。これは同居家族におけるヤングケアラーの問題等について情報収集するためです。

問12「現在、生活している場所をお答えください」では、近年、住まいの場として増加していると考えられる「サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム」という選択肢を追加し高齢障害者の生活の場所について、より詳細な回答を収集いたします。

資料4ページ、点字資料では13ページ下段の問13は、「これからの生活をどこで送りたいですか」から質問を「10年後の生活をどこで送りたいですか」に変更しました。より具体的なイメージを持って回答いただけるようにし、障害者が年代ごとにどのような未来の住まいの場のイメージを持っているか把握しやすくしました。

資料5ページ、点字資料では15ページ中段からは「外出や社会参加の状況についておたずねします」として、問15から問17までを設けています。ここでは、外出の頻度や目的などについてお尋ねします。

資料5ページ、点字資料では15ページ下段の問15-1「どのような目的で外出されることが多いですか」では、選択肢に「文化・芸術の鑑賞」を追加しています。障害者による文化・芸術活動の推進に関する法律が施行され推進される中、ほかの余暇活動から独立して障害者のニーズを把握するための資料とします。

資料7ページ、点字資料では18ページ中段からは「情報入手やコミュニケーションの状況などについておたずねします」として、問18から問24までを設けています。ここでは、日常生活での情報入手の方法やコミュニケーションの困り事などをお尋ねします。

資料7ページ、点字資料では19ページ中段の問18-1「インタ

ーネットや情報通信機器を利用していない理由は何ですか」、問の19「どんな支援があればインターネットや情報通信機器を利用したいですか」は、新設の質問になります。ここでは、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨も踏まえ、障害者のデジタルデバイドの現状について調査し、その解消について検討する際の資料といたします。

資料10ページ、点字資料では24ページ下段からは「相談などについておたずねします」として問25から問30までを設けています。ここでは、日常生活でどのようなことで困っていて、誰に相談しているかなどをお尋ねします。

資料11ページ、点字資料では27ページ中段の間27「生活上の困ったことや、将来の不安、制度の利用などについて相談したいと思った際に、市が整備している機関のうち、まずどの機関に相談しますか」は、新設の質問になります。市もしくは関連する相談機関がどの程度周知が進み定着しているかについて調査いたします。

問27につきまして、山口委員より事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

選択肢1に「市役所」という選択肢がありますが、障害福祉課か福祉総合相談課か分からないので、「基幹相談支援センター」も選択肢に入れてはどうかということで御意見です。

当該項目は生活上の困り事、将来の不安、制度の利用における相談先のことについて質問しておりまして、障害福祉課や福祉総合相談課も含めた様々な課が回答として想定されるため、選択肢としては「市役所」という形でまとめさせていただいております。

資料13ページ、点字資料では31ページ下段からは「就労などについておたずねします」として、問31から問34までを設けています。ここでは就労の状況や就労の希望についてお尋ねします。

資料14ページ、点字資料では33ページ下段の間31-4、「月収（障害年金手当等を除く）はいくらですか」は、新設の質問のほうになります。先ほど御説明しました問10の年金受給状況と併せて障害者の経済状況を把握するための資料とします。

資料15ページ、点字資料では35ページ中段の間32「現在、働いていない理由は何ですか」、問33「今後、働きたいですか」につきましては、質問の対象を18歳以上65歳未満に変更しました。また、問32の選択肢に「障害や病気、未成年の子、高齢の方など家族の生活があり、外での仕事が難しいから」を追加し、8050問題や新たな社会課題であるヤングケアラーの問題と障害者の暮らしの関連について情報収集します。

資料15ページ、点字資料では36ページ下段の間34「あなたが働くとすればどういうことを望みますか」では、選択肢に「インターネットや情報通信機器を使って、自宅で仕事ができるようにしてほしい」を追加して、障害者のテレワークの需要について調査します。

資料16ページ、点字資料では37ページ下段からは「障害福祉サービスの利用状況についておたずねします」として、問35から問40までを設けています。ここでは、現在の障害福祉サービス、障害児サービス、地域生活支援事業の利用状況についてお尋ねします。

資料22ページ、点字資料では54ページ中段です。「障害者に対する市民の理解、権利擁護についておたずねします」として、問41から問47までを設けています。ここでは、障害者が地域で暮らすため、暮らしやすくするためにどのようなことが必要かなどについてお尋ねします。

資料23ページ、点字資料では56ページ中段の間43「差別や偏見を感じた時に、相談したことがありますか」は、新設の質問になります。差別や偏見がどの程度顕在化しているか調査します。

資料24ページ、点字資料では58ページ中段の間46「あなたが、暮らしやすくなるために、今後の障害者施策に特に望むことはどのようなことですか」では、選択肢に「市役所や福祉事業所、民間企業などで、インターネットを使って申し込みや、相談、サービスの提供を受けられるようにしてほしい」、「障害者に必要な情報をインターネットを使って積極的に発信してほしい」を追加しました。障害者にとってどの程度ICTの活用が身近になっているかを把握するとともに、今後、行政手続オンライン化や障害者への情報発信を推進する際の資料とします。

資料25ページ、点字資料では61ページ中段からは「災害時の避難等についておたずねします」として、問48から問51を設けています。ここでは、災害発生時の避難場所や支援してくれる人の有無等についてお尋ねします。

資料26ページ、点字資料では64ページ上段からは「ふだんあなたの介助を行っている方のことについておたずねします」として、問52を設けています。ここでは、介助者の有無や困り事についてお尋ねします。

資料28ページ、点字資料では67ページ中段からは「障害のある方にとっても暮らしやすいまちづくりについておたずねします」として、問53、問54を設けています。ここでは、障害者の暮らしやすいまちづくりについて自由に御意見をいただきます。

3 障害同一の調査票の御説明については以上となります。

次に資料3-2を御覧ください。

入院患者用の調査票になります。本調査では、精神科病院に入院している市民300人を無作為抽出し24個の調査項目について回答を収集予定です。

資料1ページ、点字資料では5ページ中段からは「あなた自身のことをおたずねします」として、問1から問6を設けております。ここでは、障害手帳の等級や障害種別等について御回答いただきます。

資料3ページ、点字資料では8ページ中段からは「入院前の生活状況についておたずねします」として、問7から問8を設けています。

資料3ページ、点字資料では10ページ中段からは「退院後の生活についておたずねします」として、問9から問14を設けています。ここでは、退院の希望や退院後の生活の課題等についてお尋ねします。

資料4ページ、点字資料では10ページ下段の間10は「あなたが今後退院するために必要な条件は何ですか」という設問から「あなたは、どんな支援や環境があれば退院したいと思いますか」に変更し、選択肢も地域での生活の課題や本人のニーズを幅広く聞き取る内容に変更しております。

資料5ページ、点字資料では13ページ中段の間12は「あなたは退院後、どこで暮らしたいと思いますか」という質問から、「あなたは3年後、どこで暮らしたいと思いますか」に変更しました。退院後という曖昧な時期ではなく、計画期間である3年後とし、より具体的なイメージを持って回答いただけるようにしました。

資料6ページ、点字資料では16ページ中段からは「相談についておたずねします」として、問15から問19を設けています。ここでは、本人がどういった相談機関を利用しているかお尋ねします。

資料9ページ、点字資料では21ページ下段からは「障害者に対する市民の理解、権利擁護についておたずねします」として、問20から問24を設けております。ここでは、障害者が地域で暮らしやすくするためにどのようなことが必要かなどについてお尋ねします。

入院患者用の調査票について、御説明は以上となります。

次に資料3-3を御覧ください。

就労支援事業所利用者用の調査票になります。本調査では、就労支援事業所に通所している市民400人を無作為抽出し14個の調査項目について回答を収集予定です。

資料1ページ、点字資料では4ページ中段からは「あなた自身のことをおたずねします」として、問1から問7を設けております。ここでは、障害者手帳の等級や障害種別等について御回答いただきます。

資料2ページ、点字資料では8ページ上段からは「就労についてお

たずねします」として、問8から問14を設けています。ここでは、本人が利用しているサービスや就労時の課題やニーズについてお尋ねします。

資料2ページ、点字資料では9ページ上段の問10は、「あなたは、どのような雇用形態を望みますか」という質問から、「あなたは、1週間のうちどのくらいの時間働きたいですか」に質問を変更しております。雇用形態よりも具体的にイメージがしやすい就労時間をお尋ねする内容に変更いたしました。

資料3ページ、点字資料では9ページ上段の問11は従前の「あなたは、障害のある人が働く場合に何を重要と考えますか」と、「あなたは、障害のある人が働くためには、どのようなことが大切だと思いますか」という設問を統合しまして、「あなたは、障害のある人が働くためには、どのような環境が必要だと思いますか」としました。

就労支援事業所利用者用調査票の御説明については以上となります。

全ての調査票を通してですが、計画を策定する上で活用しづらかったり、内容がほかの質問と重複しているもの等については、事務局の判断で削除しているものもあります。

最後にアンケート全般に関することで事前意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。山口委員から書面に加えてウェブのアンケートも実施すればよいのではないかという御意見をいただいております。

資料3-2の入院患者用のアンケート以外につきましては、ウェブによる回答が行えるようQRコード等の作成を予定しております。

障害福祉課からの説明は以上となります。引き続き、子育て支援課から御説明させていただきます。

子育て支援課です。

障害児通所支援等を御利用のお子さんから無作為に抽出した500人の方を対象にしたアンケートについてです。

点字資料8ページ下から5行目、墨字資料3ページの相談先についてです。多本委員から選択肢に親の会、家族の会の追加について御提案いただきました。相談先として追加しようと思っております。

時間の都合上、前回の分科会で委員のかたからいただいた御意見等を踏まえて追加した項目を口頭で申し上げます。

お子さんの所属先について、医療的ケアの必要状況について、利用されている御本人にも御回答していただけるような質問形式、いばらきっ子ファイルの利用状況、保護者や学校、サービス事業者との連携状況について新たに追加しております。

事務局（中島  
参事）

議長	説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。 ありがとうございました。委員の皆様から御質疑ございますでしょうか。
山口委員	山口委員、どうぞ。 入院患者用アンケートについてなんですけれども、これは、自立支援協議会の地域移行定着プロジェクトチームのほうで回答結果とか共有していただくことはできるんでしょうか。参考になればと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議長 事務局（堀内 係長）	事務局いかがでしょうか。 アンケートにつきましては、回収後、回答内容の整理をして、公開させていただきますので、そちらをご確認していただけたらと思います。
山口委員 議長 多本委員	ありがとうございます。 多本委員、お願いします。 でんでん虫の会の多本です。 先ほど障害福祉課のほうでは、ウェブでの回答が可能ということをお聞きしたんですけれども、子育て支援課のほうのこの資料3-4のアンケート調査はウェブでの回答は可能になるんでしょうか。
事務局（中島 参事）	子育て支援課、中島です。 今のところ、特に予定等はしておりませんが、業者とまたやり取りをする際にその辺も併せて検討していきたいと思います。
多本委員	若いお母さん方、手書きよりもウェブで回答するほうが多分収集できやすいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
事務局（中島 参事） 多本委員 議長	訂正します。ウェブでの回答も実施する予定です。申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。 ありがとうございます。 ありがとうございます。ほかに御意見ありましたら。
福阪委員	福阪委員、どうぞ。 藍野療育園の福阪です。 資料3-4の障害児通所支援等の利用中のお子さんへのアンケートなんですけれども、無作為に抽出した500人を対象にということなんですが、医療ケアのあるお子さんや肢体不自由のお子さんに比べて発達障害のお子さんのほうが大分多いかなと思うんですけれども、その辺り御意見として肢体不自由のお子さん、医療ケアのあるお子さんから十分に無作為という状況で拾えるのかなというのを少し疑問に思いましたので、どのようにお考えか教えていただきたいです。
事務局（中島 参事）	受給者証をお持ちの方にアンケートを取らせていただきますので、医療的ケアをお受けの方についても、調査させていただけると考えて

福阪委員  
議長

おりますが、検討させていただきます。

ありがとうございます。

よろしいですかね。

富澤委員お願いします。

富澤委員

この後、ぜひ市のほうで継続して考えていただけたらいいかなと思った点なんですけども、全体の障害のある方へ、資料3-1のほうのアンケートの一番最後の項目なんですけども、質問項目についてはないんですけども、一番上の言葉なんですけども、特に引っかからない方も多いのかなと思ったんですけども、「障害のある方にとっても暮らしやすいまちづくり」というふうな表現が特に日常の暮らしの中で経験したことをというふうにお聞きしているんですけども、当事者の立場でこの言葉を聞いたときに違和感を感じる方もいるんじゃないかなというふうに私自身は感じたので、例えば、もっとこの意味を取るのであれば「現在、共生社会の実現に向けて」というふうな形でのお尋ねみたいな形のような聞き方にされるとかというほうが表現としてはあまりそういう変な他意がないといいますか、いろんな意図がないというふうになるのかなと感じました。この辺りはこうしてほしいとか、そういうことではないんですけども、ちょっと今ふっと感じたことを発言させていただきました。

議長  
事務局（井上  
課長）  
議長

ありがとうございます。事務局何かございますかね。

いただいた御意見参考に文言については検討させていただきます。

ありがとうございます。

よろしいですかね。

ということで、特段アンケートを取ることにしましては多分委員の皆様は特に問題はないということでウェブのほうもやってもらえるということと、細かなところに関しては、また見ていただいてということです。事前のほうにも質問が出てたと思いますので、その辺りでいいかなと思います。よろしいですかね。何か今どうしてもというところありますかね。ないですかね。

それでは、アンケートの案件については、これで終わりたいと思います。

最後に、議題「その他」ということですが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

事務局（井本）

はい、その他の項目については、事務局のほうから特にございません。

議長

ありがとうございます。

そうしましたら委員のほうから何かこの場で御意見等々ございますでしょうか。

太田委員	<p>太田委員、どうぞ。</p> <p>また、できれば次回から事前の意見・質問については、書面で配付していただければと思います。やっぱり口頭でこの辺聞くと、なかなか入りにくいなと思いましたので、ペーパーであると非常に分かりやすいなと思いましたので、お願いしたいなと思いました。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ほかに委員のほうから。</p>
山口委員	<p>山口委員、どうぞ。</p> <p>今日ちょっとボリュームも多くて時間もない中でなかなかお伝えし切れなかった部分とかもあるんですけど、その辺についてまた事後でメールとかで送らせてもらったりすることも可能なんではないでしょうか。</p>
議長 事務局（井上課長）	<p>その辺は事務局いかがですか。</p> <p>まず、太田委員のほうからのお尋ねについてです。委員の皆様にご意見いただければと思いますが、今回、初めて事前意見いただきました。それを事務局が資料化するのに相当なお時間を頂戴することになるので、今御提案いただいたような書面化してということであるならば、いわばその準備期間といいますか、先にこちらも送らせていただいて、その回答の期日など、かなり委員の皆様にとってもシビアになってくるのかなと思います。御負担が増える部分もあろうかと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>
議長 宮林委員	<p>委員のほうから、何か御意見ありますかね。</p> <p>全体的に早くすればいいことなん違います。障害福祉課が早く資料を作って早く送ってくればって早く回答できるようにすればいいんじゃないんですか。</p>
事務局（井上課長）	<p>それでいかがですか。</p>
議長	<p>事前に質疑をいただくとか何か質疑を出すということに関しては委員のほうからは特に大きな問題なく、より推奨するほうがいいんですかね。</p>
事務局（井上課長）	<p>資料の作成の進行状況や、出さなければいけない数値等を入手できるタイミングの問題もあり…。</p> <p>時間の関係もございますので、必ずしもスケジュール全部が前倒しにできるわけではないということも一定ご理解いただきたいとは思います。</p>
議長 宮林委員	<p>宮林委員、どうぞ。</p> <p>そういうこともあるかもしれないけど、数字は最後に入れればいいと私は思ったりもするんですけども、それは実際私も分からないので何とも言えないんですけど、事前に資料を頂くことは構わない。特に会議時間が90分以内ということでは、私、正直これだけ読むのに</p>

議長	<p>何時間かかったかと皆さん想像してもらったら分かると思うんですけど、今日なんかページ数を追うだけになってしまっていて事前に読んでなかったらとてもじゃないけど参加できる会議ではないという、そういう意味では私だけじゃなくて、ほかのもし重度の障害の方がこの委員になったら、この会議は参加しづらいんじゃないかなというふうに思いますので、せめて事前の資料があったほうが助かるのかなというふうには思っています。</p>
宮林委員 議長	<p>ありがとうございます。 だから事前資料と質疑を事前に見て、質疑を出したりとかがあるといいということですかね。</p>
宮林委員	<p>はい。 ほか、いいですかね。進め方として何かありますか。大丈夫ですかね。</p>
事務局（井上 課長）	<p>宮林委員。 今日1日1回だけでしないとやっぱりいけないんですよ。例えばここまで半分まで今日やって、あと半分は次の時間とか。無理なんですよ、これは。</p>
宮林委員	<p>申し訳ございません。それについて、制限のあるスケジュールの中で一定進んでいくものですので、その時間の範囲の中でご議論いただけるよう御協力お願いいたします。</p>
事務局（井上 課長）	<p>この1時間半というのは、コロナの影響なのか、どの審議会もコロナ関係なくても1時間半と決まっているんですか。</p>
宮林委員	<p>今現在1時間半というのはコロナの影響により、庁内全体としてそのような取扱いとさせていただいているものです。</p>
事務局（井上 課長）	<p>そうなんですね。じゃあ、コロナが落ち着いたら2時間に時間延長することも可能になるかもしれないということですよ。</p>
宮林委員	<p>コロナが以前につきましては、1時間半で画一的に区切っていたということはございませんので。</p>
事務局（井上 課長）	<p>ですよ。</p>
宮林委員	<p>その辺は、検討できるかと思います。</p>
議長	<p>じゃあ、コロナが解決することを早く祈るばかりですね。ありがとうございます。</p>
事務局（佐原 課長代理）	<p>事務局どうぞ。 先ほどの事後意見の取扱いについてでございます。事後意見については、これまであまりお受けしたことがありませんでしたけれども、質問いただくということは可能でございます。その内容が資料の記載内容に関する質問で単純にその意味合いを説明するものであれば、直</p>

議長

接回答させていただきます。ただ、それが審議を要するような質問であれば、次回の分科会でその質問の趣旨を御紹介させていただいて、引き続きの議論という形を取らせていただきたいというふうに考えております。

質問の方法につきましては、様式はフリーとし、アンケート調査票の下のほうにEメールアドレスとFAX番号が記載されておりますので、こちらのほうにお送りいただければ、またその取扱いについて質問いただいた方と協議させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございます。皆さんそういうことですので、事後に何かございましたら連絡をお願いします。また次回、第2回がありますけれども、その辺りまた、お願いしたいと思います。

では、もういいですかね。ほかに御意見ないようでしたら本日の議題案件は、これで終わりたいと思います。本日は長時間ありがとうございました。

事務局(井本)

それでは、事務局のほうにお返しいたします。お願いします。

委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでございました。

それでは、事務連絡のほうをさせていただきます。

まず、本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成いたしまして、後日、委員の皆様にお送りさせていただきますので、また御確認のほどよろしく願いいたします。

次回の分科会につきましては、令和5年1月頃を予定しております。また、開催までに改めて御連絡さしあげますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は、これにて以上となります。

本日は誠にありがとうございました。